

第2節 保険商品の銀行等における窓口販売（資料4-2-1参照）

平成12年5月、保険業法が改正され、平成13年4月1日以降、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合に限り、銀行等による保険商品の窓口販売が可能となり、その具体的な内容については、内閣府令で定めることとされていた。

平成13年4月の窓口販売解禁時における取扱いに関しては、平成12年12月12日、「保険商品の銀行等における窓口販売について」を公表し、その後、パブリックコメント等の所要の経路を経て、内閣府令（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成13年3月13日公布、内閣府令第13号））等の規定の整備を行ったところである。

具体的には、①対象保険商品については、銀行等が行う業務との関連性が強く、保険契約者等の保護の面で問題が少ないものとして、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険及び海外旅行傷害保険を販売対象とする、②保険商品の引受元に係るいわゆる子会社・兄弟会社限定については、信用生命保険に係るものを除き、限定を付さない、③解禁にあたっては、抱き合わせ販売の禁止等、所要の弊害防止措置を講じる、こととされた。

なお、対象保険商品の拡大及び信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、平成13年4月以降の実施状況をみながら、更に検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとされている。